

令和6年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和6年3月27日（水） 午後2時00分から午後4時45分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 立岡 秀寿 教育長職務代理者 野口 喜代美 委員 松山 顕子 委員 藤田 浩二 委員 池田 吉希
事務局出席者	教育部長 袖口 浩幸 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（社会教育担当） 松下 泰也 次長（スポーツ担当） 福井 厚司 次長（学校教育担当） 村地 昭彦 理事員 平井 茂治 教育総務課長 田原 聖史 学校教育課長 松岡 和子 社会教育スポーツ課長 伊東 正樹 歴史文化財課長 前田 正 学校教育課参事 倉狩 幸喜 保育幼稚園課参事 西田 ひとみ 教育総務課係長 西川 蓉子
書記	国スポ・障スポ推進室長補佐 島田 聡
傍聴者	0名

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和6年第2回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認
- (2) 令和6年第3回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 3月 教育長 教育行政報告
- (2) 令和6年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果について
- (3) 甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針（案）について
- (4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第11号 令和6年度（2024年度）甲賀市学校教育の指針の決定について
- (2) 議案第12号 令和6年度（2024年度）甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定について
- (3) 議案第13号 甲賀市指定有形文化財の指定について
- (4) 議案第14号 甲賀市学校再編審議会規則の制定について
- (5) 議案第15号 甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 議案第16号 甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 議案第17号 甲賀市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (8) 議案第18号 甲賀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則の制定について
- (9) 議案第19号 甲賀市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について

- (10) 議案第20号 甲賀市立幼稚園条例施行規則を廃止する規則の制定について
- (11) 議案第21号 甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について
- (12) 議案第22号 甲賀市市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金交付要綱の制定について
- (13) 議案第23号 甲賀市地域学校協働活動補助金交付要綱の制定について
- (14) 議案第24号 甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (15) 議案第25号 甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (16) 議案第26号 甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (17) 議案第27号 甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について
- (18) 議案第28号 甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について
- (19) 議案第29号 甲賀市教育委員会事務局職員の異動について
- (20) 議案第30号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について
- (21) 議案第31号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
- (22) 議案第32号 甲賀市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- (23) 議案第33号 甲賀市学校運営協議会委員の解任について
- (24) 議案第34号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について
- (25) 議案第35号 甲賀市立学校評議員の委嘱について
- (26) 議案第36号 甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について
- (27) 議案第37号 甲賀市少年補導委員の委嘱について
- (28) 議案第38号 甲賀市少年センター協議会委員の解任について
- (29) 議案第39号 甲賀市少年センター協議会委員の任命について

- (30) 議案第40号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について
- (31) 議案第41号 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命について
- (32) 議案第42号 甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- (33) 議案第43号 甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について
- (34) 議案第44号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について
- (35) 議案第45号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について
- (36) 議案第46号 甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について
- (37) 議案第47号 甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について

4. その他、連絡事項など

- (1) 令和6年第5回(4月定例)甲賀市教育委員会について
- (2) 令和6年第6回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午後2時00分]

次長(総務・管理担当) 改めまして、皆さんこんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和6年第4回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに、甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長(総務・管理担当) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして立岡教育長からごあいさつを賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 改めまして、皆さんこんにちは。

今日はようやく雨が上がりましたが、ヨーロッパのことわざに3月の風、4月の雨が春の美しい花を育てるという言葉がございます。4月には少し早い雨が続きましたが、こういう晴天のもと、うぐい川の桜が満開に咲き誇る情景を本当に心待ちにしている今日この頃でござ

います。

年度末のご多用の中、令和6年第4回教育委員会定例会に出席いただきまして、ありがとうございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

中学校は3月12日、小学校は19日に卒業式、そして22日の修了式の後、25日から学年末、学年始めの休業となっています。

また、新年度におきましては、始業式は4月8日、入学式は次の日の4月9日を予定しております。

令和5年度末の人事異動につきましては、内示が3月21日に発表され、内容については後程、報告をさせていただきます。

また、教職員につきましては、一般教員や新規採用につきましては3月19日、管理職は3月22日に内示が発表されたところです。

委員の皆様方には、29日の退職・市外転出教職員の離任式、また4月1日の新規採用教職員の辞令交付式転入教職員着任激励式にご列席いただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

いよいよ年度末も近づきました。このような天気のもと、本来なら心踊る春の陽気かもわかりませんが、気分的にはまさに年末師走に味わった、本当に気忙しさを再び味わっていただいているのではないかと思います。

終わり良ければ総て良しと、よく言いますが、年度中に仕上げなければならぬものでやり残しはないか、特に異動していただく方については引き継がねばならないことはないか、残りわずかとなりましたが、改めて確認をしながら緊張感を持って取り組みを進めたいと思っております。

本年度を振り返りますと、教育委員会では、子育て・教育ナンバーワンを実現すべく、1つめ、教育施設の長寿命化、あるいは特別教室空調設備など、安全安心を守る環境整備に取り組みました。

2つめ、学校給食の充実、学びの支援事業、GIGAスクール構想の充実、不登校対応など、子どもが育つ教育環境の充実に取り組みました。

3つめ、公民館を中心とした社会教育の充実、次年度から展開いたします社会教育の充実策に向けての検討、青少年活動、新たな環境活動、教育の展開の準備、そして、スポーツ、文化と様々な事業展開を行いました。

また4つめ、国スポ・障スポの組織として計画、そしてその準備の推進に取り組みました。

5つめ、水口岡山城址やあるいは史跡紫香楽宮跡の調査整備活用事業調査報告書第一分冊の完成でありますとか、土山宿にぎわい再生事業、先だってもご覧いただきました本陣の修復等に取り組んでまいったところで、各所管課を中心に着実に取り組みを進めてきたところであります。

さらに、第四期の教育振興基本計画、また、これまで何度も検討を重ねてまいりました幼保・小中学校再編計画の後継計画もいよいよ新年度の早期から着手をいたします。

本年度のすべての取り組みも、今後の甲賀市教育を方向付ける上で大変重要な取り組みがたくさんあったのではないかと考えています。

何より、子どもたちはもとより、市民すべてのまず居場所が確保され、自己実現が可能となるような教育環境をどう整えていくか、私たちに課せられた大きなテーマであることをしっかりともう一度教育行政の柱に据えて事務局一同、ベクトルを同じ方向に向けながら、着実にその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本年度最後の定例会も、新年度のスタートに向けて、報告事項4件、指針の決定、規則や要綱の制定、委員委嘱や任命、37件に及ぶ議案についてご審議いただくこととなります。

委員の皆様方の慎重な審議をお願いして、令和6年第4回教育委員会定例会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

教育長

それでは、議事に入ります前に、本日の案件の中の報告事項（4）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので非公開とすべきと考えます。

非公開とすることに、ご異議ございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長

異議なしということで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第14条第7項の規定に基づきまして、3分の2以上の賛成を得ましたので非公開とさせていただきます。

いつものように、議事の進行にあたって、非公開となる案件についてはすべて議事の終了後に進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、1. 会議録の承認、(1) 令和6年第2回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認及び(2) 令和6年第3回甲賀市教育委員会(臨時会) 会議録の承認について、資料1及び資料2について、何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

よろしいですか。

特に、質問等ございませんので、ただいまの1. 会議録の承認については、原案通り承認することといたします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移ります。2. 報告事項(1) 3月 教育長 教育行政報告について、資料3に基づき、4件について報告いたします。

3月となっておりますけれども、第2回が2月8日でしたので、ほぼ2か月間になります。第2回の教育委員会定例会以降の行政報告についてお伝えいたします。

1点目、2月17日(土)、あいこうか市民ホールで開催されました令和5年度の甲賀市アールブリュット魅力発信事業『めばえムーブメントファミリーコンサート』です。

あいこうか市民ホールのホール壁面いっばいに大小様々な形のアールブリュット作品が溢れ、会場に入っただけで鮮やかな色彩や個性溢れる表現に心が踊りました。

オリジナル絵本の「みえるみえるよ」が、全盲の作曲家でありミュ

ージョンでもある、あんじさんによって朗読されました。

一人ひとりの見え方や見えるものは違っても、誰もが健やかに自分らしさを大切に育てて欲しいという願いを、やまなみ工房の作品と一緒に届けたいという思いでつくられたものでした。

温かい思いに包まれたあとは、横山だいすけお兄さんのコンサートでした。プロ中のプロ、小さな子どもまでを夢中にさせる魅力に溢れ、鮮やかな壁面のアールブリュットと、キラキラした歌声が夢の空間をつくり出し、子どもたちを包み込んでいました。

2点目は、3月2日(土)、あいこうか市民ホールで開催された第19回甲賀市美術展覧会表彰式についてです。

平面、工芸・立体、書、写真のそれぞれの部門について奨励賞、佳作、マスコミの各賞、甲賀市教育委員会教育長賞、甲賀市議会議長賞、そして甲賀市展賞が設けられ、入賞された方が表彰を受けられました。

非常にバラエティに富んだ作品が多く、力作がたくさんありました。一生懸命さが伝わる作品で、テクニックのすばらしさ、強く印象に残る作品を選んだと、審査員が講評されていました。

高校生の出品作品や入賞が増えて、その活躍からも、この分野の明るい未来を感じたところで、さらに増えることを期待しています。

3点目は、3月16日(土)、忍の里プララにおいて開催されました、ポジショニング連続講座滋賀開講記念講演会に、市長とともに参加しました。

講師の川端知義かわばたともよしさんは非常に著名な方で、会社を経営しながら心理学を学ばれてイメージトレーニング、コーチング、カウンセリング、セラピーなどの心理学を掛け合わせた言葉、思考、イメージ、感情、行動からなる、新しい心理アプローチ、ポジショニングを伝えておられる先生です。

過去の失敗や成功にとらわれることなく、あるいは未来の不安を抱くことなく、今に視点を置くことで、日常の中の幸せに気づけるようになり、人とのすてきな縁に気付くと多くの愛を受け取れるようになります。

まだまだある幸せになる伸びしろを、五感を研ぎ澄ませて受け取り上手になり、そしてそれを人に伝える幸せの循環をさせていくことが大切だと話されていました。

最後4点目は、図書の寄贈についてです。

3月25日(月)に、草津市在住の整体師であり、整体師を育成するスクールの代表でもあります、ブランディングプロデューサー、また、作家でもいらっしゃる山口克志さん、敦子さん夫妻をはじめ、甲南町のにしだみちひろ西田道弘様など7名の方が来庁されました。

「素敵なオトナ図鑑」という書籍を、市内小学校21校と5つの図書館に1冊ずつ寄贈いただきました。第3刊となりますこの書籍には、36名の様々な職業で活動されている、本当に素敵な大人の皆さんが紹介されていて、これまでのお一人おひとりの人生の浮き沈みや成果、夢の実現など、子どもにもわかりやすい文字やグラフ、写真で構成されている書籍でありました。

学校にとりましては、キャリア教育にとっても有効な書籍で、現場での有効な活用を期待するところです。内容を見せていただきながら、ぜひ中学校へも寄贈していただきたいとお願いしたところ、快諾いただき、その場でさらに6冊いただいて、小中学校全校に配布ができるようになりました。

以上、教育長教育行政報告といたします。何か質問等ございますか。

藤田委員

17日のアールブリュットのムーブメントのコンサートに行かせてもいました。子どもたちは、あまり待つ時間が長かったら待てないけれど、だいすけお兄さんをずっと静かに待っていて、始まったら、歌って踊ってすごいな、やっぱり本物は素晴らしいなと思って見させてもらいました。また、やまなみ工房さんの作品も展示コーナーがあって、じっくり子どもたちと一緒に見させてもらって、こういうものをもっと市の方々に見ていただく場があればいいのにと思いました。近江学園にも、素晴らしい作品がたくさんあります。今、改修なさって、この後、どういうふうにされるかわかりませんが、今まで保管しておられたものがいっぱい眠っていると思いますが、そういうものがまた

どこかで目の目を見られるような場所もあればと思って見ておりました。本当に本物の素晴らしさを実感しましたので、みんなにまたご披露願えたらと思ひまして、一言言わせていただきました。以上です。

教育長 ありがとうございます。アールブリュットの作品は本当に数点でしたが、各学校を巡回展示させていただいたこともあります。

また、学校のほうにもレプリカをいただいております、そういう機会を通じて、広げていければと思ひます。

教育長 他、よろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特に質問等ございませんので、それではただいまの3月の教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(2) 令和6年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、資料4に基づき、報告を求めます。

教育部長 それでは、報告事項の(2)、去る2月16日から3月22日にかけて開催されました令和6年第1回甲賀市議会定例会(3月)提出議案(教育委員会関係)の結果について、報告させていただきます。資料4をご覧ください。

まず、1の「新年度予算案件」の「令和6年度甲賀市一般会計予算」につきましても、3月12日から18日まで開催されました予算決算常任委員会において、また、2の「条例一部改正」の「甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例」につきましても、3月7日に開催されました厚生文教常任委員会において、また、3の「補正予算案件」の令和5年度甲賀市一般会計補正予算第8号及び第9号は、3月18日に開催されました予算決算常任委員会において、それぞれご審議・可決をいただき、その後、いずれの議案も3月22日の本議会最終日において、原案どおり本会議で可決をいただきました。

また、今議会においては、代表質問として4会派から、一般質問では9名の議員の方々から、それぞれ教育委員会関係のご質問をいただき、市長をはじめ、教育長、そして私のほうから答弁をさせていただ

きました。

質問の要旨につきましては、3ページからの「資料4別紙1」及び「別紙2」のとおりでございます。

少し時間をいただき、概要についてご説明させていただきます。

まず、代表質問でございますが、別紙1をご覧ください。

最初に、自由民主党誠翔会、小倉剛議員からは、「甲賀市幼保・小中学校再編計画の進捗と今後の展望」について、現在までの進捗状況や、今後の考え方などについてご質問がございました。

次に、日本共産党甲賀市議員団、岡田重美議員からは、「岩永市政の評価と課題」についての質問の中で、学校給食無償化の考えについてご質問をいただきました。

次に、公明党、田中將之議員からは、「子育て・教育」についての中で、多様な学びの保障の視点からの今後の小中再編計画の考え方、子どもの居場所づくりにおける支援策や、スペシャルサポートルームの計画等に対して質問がございました。

最後に、凜風会、西村慧議員からは、一点目に、「未来を担うこども・若者支援」についての質問の中で、小中学校再編計画の進捗と今後の取り組み、甲賀市版学力調査の取り組みと成果、不登校や教室に入りにくい児童・生徒への支援に関するご質問があり、二点目として、「地域経済と公共交通」についての質問の中では、国スポ・障スポに向けた施設整備、それから市民の参加意識の醸成について質問がありました。

続きまして、一般質問でございます。別紙2をご覧ください。

まず、木村眞雄議員からは、「自転車の安全利用対策」について、学校での安全教育についてどうしているのか質問がございました。

次に、堀郁子議員からは、一点目に「児童生徒のプライバシーや心情に配慮した学校における健康診断実施のための環境整備」について、児童生徒の健康診断の現状やプライバシー保護の考え方等の質問があり、二点目には「学校の災害対策」について、小中学校体育館の空調整備の計画と教育版DMATについて質問がありました。

次に、谷永兼二議員からは、「幼保・小中学校再編計画」について、

これまでの総括、今後の学校規模及び児童生徒数の予測、今後の再編の考え方等の質問がございました

次に、山岡光広議員からは、「通学バスの補助制度」について、現行の補助要綱における補助対象等の考え方について質問がありました。

次に、西山実議員からは、一点目に「コンクリートブロックや石畳の歩道、道路の改修」に関し、水口城址周辺の石畳の補修・改修についての質問があり、二点目としては「水口細工の保存・伝承」について、保存・伝承についての考え方と、材料調達にかかる協力について質問がありました。

次に、橋本律子議員からは、「新たな豊かな共育環境づくり」として、不登校児童生徒等に対する現在の支援体制や、学校、家庭、地域の連携等の質問がありました。

次に、中島裕介議員からは、「ゴルフツーリズム」について、国スポ・障スポ開催における機運醸成についての質問がありました。

次に、田中新人議員から、「みどりの食料システム戦略の有機農業」についての質問の中で、学校給食における有機農産物導入について質問がありました。

なお、答弁の概要につきましても添付いたしておりますので、あわせてご参照願います。

以上、令和6年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長 ただいま、（2）令和6年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果についての報告を受けました。何か質問等ございますでしょうか。

教育長職務代理者 全部網羅したうえでの質問にならないかもしれませんが、特に居場所というテーマは今回の議会で何度か聞かせていただく中で、大事だと思いました。議員の発言からも、また答弁からも思います。居場所ということは、不登校とかなかなか学校に行きにくいということころあたりで考えておりましたけれども、こども家庭庁の方から、年

末に指針が出ましたように、本当に一人ひとりにとってはなくてはならないものであって、その居場所がなかったら孤独、孤立というのを感じてしまうという定義づけはすごいなと思ったのですが、その中で特に、SSRのスクーリングケアサポーター、この役割というのは、甲賀市の中では、居場所、先ほども教育環境も含めてという教育長からのお話もありました。どのように考えておられるのか、考えは総合教育会議でもお聞きしましたけれど、実際の運用の中で、例えば、自分の教室があって、サポートルームに行ったときに、どのようにその中で担当者が運用されるか。例えば、その中の現状をどのような運営体制で子どもたちの次につなげる体制があるかとか、それから先生の考え方ですね、この教室に来るのが最終的なゴールではなくて、その子自身の居場所の重要性ということを考えたいうでのSSRのときにどのように先生たちが関わりをされるか。この間、東京の方の学校の例も、総合教育会議でさせていただいたんですけれども、生徒指導をされる先生がきちっとプランニングをされて、子どもに関わる先生たちが何らかの形で全員が個人的に関われるようなプランニングをされているとか、それから指導員が必ず色々な情報を、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーだけではなく、学校全体の問題としてどの様に関わりをスクールケアサポーターとして持たれるか、というのをずっとお聞きしながら考えていたのですが、その点で具体的なプランがあれば教えてください。

次長（学校教育担当） これまでも別室対応という形で、小中学校は居場所という対応はさせていただいておりましたが、いかんせん限られた人材でやっておりましたので、十分な対応ができていなかったというのが正直なところです。

ケースごとに、関係職員が集まって定期的なケース会議を校内では必ず持ちます。どういうアセスメントをしながら、どういう対応がこれから良いかと。当然先ほどありましたように、教室に戻すことを前提とした取り組みもありますし、また別の教室ではない、また、第2、第3の場所のことも検討しながら進めてはおりますが、そのお子さん

それぞれのケースで変わってきますので、プランニングと申しまして子どもさんに応じた、あるいはその時期に応じた対応が今までもされておりました。

その対応なのですが、今、とにかくSSRのスクーリングケアサポーターがすごく前面に出てきていますけれども、必ずしもスクーリングケアサポーターがすべての業務を担っているわけではなく、むしろ取っ掛かりです。その子どもさんと一番目線の近い位置関係でいろいろな悩みを聞いたりとか、助言をしたりとかいうことをしながら、必ずその背後には学校の職員がおりますので、その日の出来事であったりすることはすべて共有もし、また今後のプランニングもそのスクーリングケアサポーターに伝え、一体的な運営はさせていただこうと思っております。

これから進めていく中で、いろいろ課題が出てくるかと思えます。そういうことも全部集約しながら、スクーリングケアサポーターをどのように運用していくかというのは、学校教育課としても、学びの多様化推進室ができましたので、きめ細かな対応はしていこうと思っているところでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。直接私達も関わることはできませんけれども、定例会なり会議の場でも進捗状況とか、何か課題とかがありましたらぜひ聞かせていただければと思います。よろしく願います。

次長（学校教育担当） ありがとうございます。

教育長 他に、ご質問等はどうでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 よろしいですか。

それでは、ただ今の令和6年第1回甲賀市議会定例会（3月）提出議案（教育委員会関係）の結果については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（3）甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針（案）について、資

料5に基づいて報告をお願いします。

社会教育スポーツ課長 報告事項の(3)、甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針(案)について、ご報告申しあげます。

本計画は、令和7年3月に計画期間が終了いたしますことから、まずは策定方針を別紙の案の通り定めたいと考えております。

まず、計画の位置づけにつきましては、図書館サービス計画につきましては、文部科学省の基準に基づくもの、また、甲賀市子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づくもので、市の総合計画の分野別計画となります。あわせて、甲賀市教育大綱、第4期甲賀市教育振興基本計画との整合性を図った計画といたします。

次に、計画期間につきましては、総合計画及び教育振興基本計画との整合性を図るため、令和7年度から令和10年度までの4年間といたします。

次に、策定の方向性につきましては、図書館サービス計画につきましては、甲賀市図書館の使命とする「だれもが集い、であい、学ぶことができるみんなの図書館」の実現に向けた計画、子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの時から本に親しむことができる環境づくりを目指すものとし、国や県の計画、そして市の総合計画、教育振興基本計画との整合性を図り、DXも視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

次に、市民参加及び協力体制につきましては、条例で定めております図書館協議会、そして市民の皆様の意見及び関係部局と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、スケジュールでございますが、現計画の成果と課題の検証を行い、次期計画のまずはたたき台、素案、そして最後に原案を作成しまして、教育委員の皆様方、市議会と協議を行い、令和6年度内の策定を目指したいと考えております。

以上、報告事項(3)甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに

甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針（案）についてのご説明とさせていただきます。

教育長 　　ただいま、(3)甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針（案）について、報告をいただきました。これにつきまして、何か質問等がありますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　よろしいでしょうか。

特に、委員から質問等ございませんので、ただ今の(3)甲賀市図書館サービス計画第3次計画並びに甲賀市子ども読書活動推進計画第4次計画の策定方針（案）については、報告事項として終わらせていただきます。

それでは、(4)を飛ばしまして、次に3.協議事項に入らせていただきます。

まず、(1)議案第11号令和6年度(2024年度)甲賀市学校教育の指針の決定について、資料7に基づいて説明を求めます。

学校教育課参事 議案第11号令和6年度(2024年度)甲賀市学校教育の指針の決定について、その提案理由を申し上げます。

学校教育の目指すものとしたしまして、来年度も「いきいき学び ぐんぐん伸びる心やさしい 甲賀の子ども」をスローガンとしたしました。これに基づきまして、来年度最重点項目としたしましては大きく4つ掲げました。

1点目、「I K O K A学習デザインを基盤とした主体的・対話的で深い学びの実現」につきましては、教育長の提唱するI K O K A学習デザイン「居場所のある学びの実現」「個々が生きる学びの場の実現」「可能性に挑戦する学びの場の実現」を基盤とし、児童生徒が学ぶ楽しさを実感し、確かな学力をはぐくむ教育の充実を推進していきたいと考えます。

2点目、「教育D Xに向けた「個別最適な学び」と「協働的な学び」のツールとしてのI C Tの効果的な活用による情報活用能力の育成(2

年間集中施策)」につきましては、一定のICT環境が整った中、2年間という集中施策とする上で、確かな学力の定着に向けて、1人1台タブレット端末の授業での効果的な活用を更に推進するとともに、AIドリル等繰り返し学ぶ機会の充実を図ってまいります。また、緊急時の持ち帰り等、家庭での活用についても引き続き推進してまいります。

3点目、「いじめを許さず、認め合い、支え合い、高め合う集団を育てる学級、学校づくり」につきましては、お互いに認め合い、支え合い、高め合う学級、学校づくりを進める中で、いじめに関しては未然防止に努め、いじめ発生の際には適切かつ丁寧な対応を行うよう努めてまいります。

4点目、「不登校児童生徒への支援と教育相談の充実」につきましては、不登校児童生徒への支援と教育相談の更なる充実を目指し、引き続きフリースクールで学習する児童生徒へ授業料の補助を行うなど、多様な居場所・学びの場の構築に向け、個々の状況に応じた段階的な支援を行ってまいります。

以上、4点でございます。

また、今後も外国人児童生徒への日本語指導・教科指導・進路指導の充実を図るとともに、来年度も複数校にて行われる小学校教科担任制やコミュニティ・スクール等を通し、学力向上や地域と連携した教育活動の充実を図ってまいります。

以上、議案第11号令和6年度(2024年度)甲賀市学校教育の指針の決定についての議案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第11号についての説明を受けました。学校教育の柱ですけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

教育長職務代理者 前回質問をさせていただいたことに関しまして、3ページの国際教育の定義づけ、ありがとうございました。

多文化共生教育だけにとどまらず、視野を広げて色んな社会的な課題にも目を向けるというところが達成いただいていたいました。

それから、5 ページ目のですね、2-7 のところですけども、先ほどおっしゃった日本語教育とか、かわせみのところですが、民間との「共同」、これも単なる言葉のことですけど、あまり私はこだわらないですけど、ほかで「協働」と統一させておられるようだったら、民間との共同は「協働」で、統一性があればいいかなと思うだけです。その2点です。

学校教育課参事 共同の文字は、「協働」にさせていただきます。

教育長 他、よろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 来年度は一言で申しますと、不登校の対策を軸にした魅力ある学校づくりということで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、委員からの質問がないということでございますので、議案第11号について決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、誤字を修正し、原案どおり決定いたします。

続きまして、(2) 議案第12号令和6年度(2024年度)甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定について、資料8に基づき説明を求めます。

保育幼稚園課参事 保育幼稚園課の西田でございます。

議案第12号令和6年度(2024年度)甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定について、その提案理由を申し上げます。

まず、令和6年度に、公立幼稚園と保育園の一元化施設であります「にこにこ園」が「幼保連携型認定こども園」に移行となりますことから、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に則り、指針の表題を「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」から「甲賀市乳幼児教育・保育の指針」といたしました。

カラー刷りの表紙について説明いたしますので、ご覧ください。

令和6年度の甲賀市乳幼児教育・保育の指針に掲げております、教

育・保育目標としましては『乳幼児期における「早寝・早起き・朝ごはん・挨拶・読書・運動」などの基本的な生活習慣を身につけ、豊かな心と健やかな体や人とかかわる力を培い、夢と生きる力を育てること』といたしました。

認定こども園における教育及び保育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基礎を培う役割も担っていることから「育みたい資質・能力」を乳幼児期にふさわしい生活を通して子ども達をしっかりと育てていく必要があります、特にこの点に注意して指針にしっかりと示してまいりたいと考えております。

次に、1 ページ目の「甲賀市乳幼児教育・保育の指針」につきましては、Ⅲの視点の1 から7 までにおいて、追加と変更点がございます。

3 ページの実践の重点におきまして、視点1－(4)に「一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫」を追加いたしました。認定こども園における、3 歳以上児の1 号認定と2 号認定の教育・保育時間や登園日数の違いを踏まえ追加したもので、子ども一人ひとりの状況に応じ、安心して過ごせる生活を組み立てるように努めてまいります。

次に、3 ページから4 ページの視点2－(1)、(2)及び(4)、(5)につきましては、幼児期においては自然に触れて生活することに大きな意義があることから、絵本や身近な自然に触れる機会を多くし、その豊さが感じられるよう努めてまいります。

次に、5 ページの視点2－(9)「言葉に対する感覚や言葉で表現する力の育成」を追加しました。保育士等や友達と言葉で伝えあう楽しさを感じ、言葉で表現する意欲や人の話を聞こうとする態度が育まれるよう、活動の充実を図ってまいります。

2－(10)「数量や標識等、身近な事象に関する感覚の育成」についても追加いたしました。生活の中で数えたり量ったりする便利さや必要性に気づいたり、標識や文字には意味があることを知ることなど、多くの経験ができるよう環境を工夫し援助を行ってまいります。

次に、6 ページの視点3－(5)「異年齢の子ども同士の交流の充実」

につきましては、近年きょうだいが減っている中、0歳児から5歳児までが通園する認定こども園での異年齢児がかかわる経験は大切なことから追加しました。他者へのいたわりの気持ちや新たな活動への期待や憧れ、意欲などが持てるよう、日々の生活の中で異年齢の子ども同士がかかわれる環境を構成してまいります。

次の、8ページの視点4－(5)「子育て支援の推進」と4－(6)「地域社会における子育て支援の充実」では、認定こども園の重要な事業であります地域における子育て支援事業に関し、内容の充実を図りました。

視点4－(7)の「外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭への支援」につきましては、持ち物などは実物を提示したり、子どもの様子がわかるように写真でお見せしたり、また、母語相談支援員や翻訳機を介するなど、保護者の不安感に気づき丁寧に関わることで、保護者が安心して生活し子どもを預けられるように関係機関とも連携を図りながら支援を行っていくものです。

次に、9ページ視点4－(8)及び4－(9)を新たに追加しました。4－(8)の「性差や個人差等を大切にした教育・保育の充実」では、子どもが性差や個人差により差別感を味わうことのないよう、それぞれの人の特性や多様性に気づくようにかかわり、人には皆違いがあるということを子どもが実体験を通して感じ取れるように支えることが必要であり、そのため職員が自らの価値観や言動を省察してまいります。

4－(9)「特別な配慮を要する子どもへの対応」では、近年、増加していますアレルギー疾患や医療的ケア児に関する内容を盛り込み、安全・安心にお預かりするように医療従事者等と連携しながら適切な対応に努めるものです。

視点5－(2)「幼児教育と小学校教育の相互理解と発達や学びの連続性の確保」では、乳幼児期にふさわしい教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤ともなりますことから、幼保小の連携は子どもの発達や学びの連続性を保障するため極めて重要であり、子どもの成

長を切れ目なく支えられるように努めてまいります。

次に、10ページから12ページにかけての視点6「資質・能力を高めるための研修の充実」及び視点7「教育・保育の質の向上に向けた全体的な計画の編成・実施・評価・改善」では、それぞれの項目について、文言の見直しや関連事項の追加など、内容を充実し、教育・保育の質の一層の向上を図ってまいります。

なお、昨年度までは「甲賀市乳幼児保育・教育のめざすもの」として最終頁に記載しておりましたが、各認定こども園における「教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画」によって置き換え示しますので削除いたします。

以上、令和6年度（2024年度）甲賀市乳幼児教育・保育の指針の決定についての説明といたします。

慎重審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第12号の説明を受けましたが、何か質問はございませんでしょうか。

池田委員

性差のことが書かれていて、性差という言葉が私にとっては、「えっ」と思ったのですが、性差の定義というか、外見はもちろん違うのですが、この言葉を入られた理由であったりとか、どういうところが性差であるという認識なのかお聞きしたいと思うのですが、ジェンダーの問題等があるので、わざわざなぜ書くのかと私は思ったのでお聞きしたいです。

保育幼稚園課参事

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて記載させていただいておりますが、性差に関する認識につきましては、男の子、女の子と単純に分けられるものではなく、ジェンダーについての認識をしっかりと職員自身が理解しまして、意識で分けるという、心の問題であったり、それをどのように理解を、子どもたちが認識していくのか、その子自身のそれぞれの、子どもの気持ちのもちかたなどいろんなことを考えたうえで、すべての子どもたちに関わり、しっかりと丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

池田委員

政府の指針等が出てきているのは、重々経緯的には理解させていた

ですが、こういう文言が入ってきていることが議論的になったりすると、ややこしいところかなと思うので、十分深い理解をしていただいて、用意をしていただいおく方がよいかと思います。

保育幼稚園課参事 分かりました。内容につきましても、しっかりと周知を行います。

教育長職務代理者 非常に大事なところだと思います。言葉に拘らないで、本当に今おっしゃった内容が素晴らしいなと思っています。特にこの人権の分野では、LGBTQもそうですけれども、アンコンシャス・バイアスという、この子は大体こんなもんだという無意識のうちの偏見というのが子どもの中でも育ちやすい環境にあるので、そういうことを含めたこの性差ということを私は理解しましたので、非常に重要な言葉だと思います。説明さえしていただければ、本当に大事だと思います。

保育幼稚園課参事 本当に重要なことだと考えています。ご意見ありがとうございます。

藤田委員 何気ないことですが、私も長年培ってきたものがあるので、男の子は名前を書くときは青い色、女の子は赤い色とか、そういうのが染みついていますが、今は色々と考えないといけないので、決めつけがあるんですけど、広い視野でやっていかないといけないと、色々議論すると深みにはまるといけないと思いますが、こういうことは大事だと思いますので、大切にしていきたいと思います。

教育長 これはあえて性差と入れたということですね。無くても大丈夫かなと思うのですが、個人差の中にそれも含まれると思いますので。

保育幼稚園課参事 そうです。

池田委員 ちょっと補足させてください。私の仕事で、職業訓練の中でコミュニケーションの時間があって、従来は性差って何でしょうって、考え方とか、今までは理解があったけど、今は言っていないというか、性差という言葉を出すだけでも、男女とその瞬間に思う人もいれば、そこで身構えてしまう人もいるわけです。だから、この紙を見ただけで、ああ私はどういう扱いなのかなって考えさせられてしまうという状況を生むわけです。だから、なぜ書いたのだろうと私は思ったので、政

府の方もやっぱり流れが速いから追いついていないというところもあるから、そういうことを鑑みてそういう問題が出てくることもあるかも知れないということは持っておいた方がいいかなと思います。削除を求めているわけではないので、きちんと説明さえしていただければ結構です。

教育長 他、この件以外のところについてはよろしいですか。
(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、書かれている文言についてはしっかりと説明をいただくというあたりで考えていきたいと思います。議案第12号について、決定することとしてご異議はございませんか。
(全委員 異議なし)

教育長 それでは、全員異議なしということでございますので、本案については原案どおり決定いたします。

続きまして、(3)議案第13号甲賀市指定有形文化財の指定について、資料9に基づいて説明を求めます。

歴史文化財課長 それでは、議案第13号甲賀市指定有形文化財の指定について、資料9に基づきましてその提案理由を申し上げます。

今回、提案させていただきますのは、甲賀市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、甲賀市指定有形文化財に指定することについてであります。

指定に先立ちまして、令和5年8月に開催されました第9回教育委員会定例会におきまして、文化財保護審議会への諮問について協議をさせていただき、ご決定をいただいた案件であります。

その後、委員の先生方により、書類及び現地調査を行っていただいたうえ慎重に審議をしていただき、去る2月15日開催の文化財保護審議会におきまして、3件の有形文化財について指定することがふさわしいとして答申をいただいたところでございます。

資料の指定一覧及び調書をご覧いただきたいと思います。工芸品が1件で、水口町に所在する藤栄神社所有の十字形洋剣でございます。現在、水口歴史民俗資料館に寄託されておりまして、水口藩加藤家藩

祖に由来し、藤栄神社に奉納され伝来するもので、江戸時代初期の東西交流をよく物語るもので、国内では他に類例をみないまことに貴重な作例でございます。次に、考古資料が2件で、1件目は、史跡紫香楽宮跡（北黄瀬地区）出土井戸及び堰板でございます。井戸の規模や構造から平城宮の造酒司や大膳職と同様、水と関わりをもつ官衙に伴うものと考えられます。

また、もう1件につきましては、史跡水口岡山城跡及び矢川寺遺跡出土瓦でございます。豊臣政権の拠点城郭として天正13年（1585年）に中村一氏が築城し、文禄4年（1595年）以降に3代城主長束正家が改修した過程を示し、当初は近隣寺院から資材を調達した様子が、矢川寺遺跡出土の同範軒瓦で明らかとなったものでございます。

いずれも、本市の歴史を知る上で欠くことのできない、歴史的、学術的価値の高いものであることから指定をし、保護の措置を図るものであります。

以上、議案第13号甲賀市指定有形文化財の指定についての提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　ただ今、議案第13号についての説明を受けました。何か質問等ございますでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長 　よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号甲賀市指定有形文化財の指定については、決定することとしてご異議はございませんか。

（全委員　異議なし）

教育長 　全員異議なしということで、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、（4）議案第14号甲賀市学校再編審議会規則の制定について、資料10に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 　議案第14号「甲賀市学校再編審議会規則の制定について」、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に甲賀市附属機関設置条例の一部を改正し、甲賀市学校再編審議会を設置するに当たり、審議会の組織、運営その他必要な事項を定めるため、甲賀市学校再編審議会規則を制定しようとするものであります。

なお、この規則は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第14号甲賀市学校再編審議会規則の制定についての提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第14号についての説明を受けましたが、何か質問等ございますでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　よろしいでしょうか。

それでは、議案第14号について、決定することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　無いようですので、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(5) 議案第15号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、資料11に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 　　議案第15号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することから、学校教育課の所掌事務から「幼稚園に関すること」を削るとともに、教育委員会事務局の組織・機構の改編に伴い、新たに学校教育課に課内室として「学びの多様化推進室」を、また、国スポ・障スポ推進室に「輸送宿泊係」を設置することを目的として関係条項の一部改正を行うものです。なお、この規則は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第15号甲賀市教育委員会事務局組織規則の一部を改正

する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第15号について説明を受けましたが、何か質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

よろしいですか。それでは、議案第15号については、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(6)議案第16号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、資料12に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第16号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することから、規則に規定している幼稚園に関する記述及び補職名を削るとともに、補職名の規定のない「室長補佐」及び「所長補佐」の補職名を新たに追加するために制定いたすものでございます。

なお、この規則は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第16号甲賀市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第16号についての説明を受けましたが、何か質問等ございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、議案第16号について、決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 全員異議なしということでございますので、それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(7) 議案第17号甲賀市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、資料13に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第17号甲賀市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することから、教育委員会が市民課及び各地域市民センター職員並びにこども政策部長及びこども政策部保育幼稚園課職員に補助執行を委任している「幼稚園」に関連する事務を削るとともに、組織・機構の改編に伴い、「甲賀大原地域市民センター」及び「甲南第一地域市民センター」の名称を「甲賀地域市民センター」と「甲南地域市民センター」に改めることといたします。

なお、この規則は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第17号甲賀市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第17号についての説明を受けましたが質問等ございますでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特に、質問はないということでございます。それでは、議案第17号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 全員異議なしということで、それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(8) 議案第18号甲賀市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則の制定について、資料14に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第18号甲賀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することから、第1条中の「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園」に改めることとします。

なお、この規則は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第18号甲賀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償実施規則の一部を改正する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第18号についての説明を受けました。何か質問はございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。

特に、質問はないということでございますので、議案第18号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 全員異議なしということで、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(9)議案第19号甲賀市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について、資料15に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第19号甲賀市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、各地域にある公民館の一部をコミュニティセンターに移行することに伴い、関係する規則の一部を改正するものであります。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

以上、議案第19号甲賀市公民館条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 　ただ今、議案第19号についての説明を受けました。何かご質問はございませんか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　よろしいですか。

　質問がないということで、議案第19号について、決定することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　続きまして、(10)議案第20号甲賀市立幼稚園条例施行規則を廃止する規則の制定について、資料16に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 　議案第20号甲賀市立幼稚園条例施行規則を廃止する規則の制定について、その提案理由を申し上げます。

　本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することに伴いまして、全ての市立幼稚園が廃止となることから、甲賀市立幼稚園条例施行規則を廃止するものであります。

　なお、この規則は、令和6年4月1日から施行することとします。

　以上、議案第20号甲賀市立幼稚園条例施行規則を廃止する規則の制定についての提案説明とさせていただきます。

　ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　ただ今、議案第20号についての説明を受けましたが、何かご質問はございますか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　よろしいですか。

　質問はないということで、議案第20号について、決定することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　全員異議なしということでございます。

　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　続きまして、(11)議案第21号甲賀市教育委員会事務専決規程の

一部を改正する規程の制定について、資料17に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第21号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和6年4月1日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、「幼稚園」に関連する事項を削ること、名称変更される「適応指導教室入級」の文言を「教育支援センター入所」に改めること、また公民館に関する事務について、「自主活動団体の登録認可」及び「使用料の減免認可」の専決区分を一部改正するものであります。

公民館に関する事務の専決区分の変更について、「自主活動団体の登録認可」は、「甲賀市公民館使用自主学習団体登録及び使用料に関する要項」により登録資格が明確であることから、専決区分を部長から課長に変更することとします。また、「使用料の減免認可」につきましては、令和6年度から市内公共施設の減免基準が統一化される予定であります。また、判断基準が明確化されますが、減免基準により難しい場合も想定されることから「重要なもの」を部長「簡易なもの」を課長にそれぞれ専決区分を改正します。

なお、この規程は、本年4月1日から施行することとします。

以上、議案第21号甲賀市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程の制定についての提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第21号についての説明を受けましたが質問の方はよろしいですか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第21号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(12)議案第22号甲賀市市立中学校拠点校方式によ

る部活動移動経費補助金交付要綱の制定について、資料18に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第22号甲賀市市立中学校部活動拠点校移動経費補助金交付要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

この要綱は、市立中学校における、拠点校方式による部活動への参加に際し必要となる移動経費に対し、保護者の経済的負担の軽減を図るため市立中学校拠点校方式による部活動移動経費補助金の交付手続について、必要な事項を定めるものです。

なお、この要綱は、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、議案第22号甲賀市市立中学校部活動拠点校移動経費補助金交付要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第22号について説明を受けましたが質問はありますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第22号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(13)議案第23号甲賀市地域学校協働活動補助金交付要綱の制定について、資料19に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第23号甲賀市地域学校協働活動補助金交付要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

この要綱は、本市における地域住民等が、学校と協働して行う様々な活動を支援するため、予算の範囲内で交付する地域学校協働活動補助金の交付手続に関し、必要な事項を定めるものでございます。

なお、この要綱は、令和6年4月1日から施行することとします。

以上、議案第23号甲賀市地域学校協働活動補助金交付要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 議案第 2 3 号について説明を受けました。質問はございますか。
(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。

質問がないということで、議案第 2 3 号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(1 4) 議案第 2 4 号甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 2 0 に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第 2 4 号甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、令和 6 年 4 月 1 日に市立幼稚園が全園、幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、第 1 条中の「幼稚園」を「幼保連携型認定こども園」に改めるものであります。

なお、この要綱は、本年 4 月 1 日から施行することとします。

以上、議案第 2 4 号甲賀市幼保・小中学校再編計画推進事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 2 4 号について説明いただきましたが質問はございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。

質問がないということで、議案第 2 4 号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(1 5) 議案第 2 5 号甲賀市フリースクール利用児童生

徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 2 1 に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第 2 5 号甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申しあげます。

これまで、補助対象児童生徒につきましては、甲賀市在住で、甲賀市立以外の小学校又は中学校に在籍している場合、当補助金の補助対象外となっていました。甲賀市立小学校又は中学校以外に在籍する者も対象とすることで補助対象者を拡充いたします。併せて、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料のみを補助対象としていましたが、通所に係る交通費を補助対象として追加することで保護者等の経済的負担の軽減を図るため、甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正するものです。

以上、議案第 2 5 号甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第 2 5 号について説明を受けましたが、質問はよろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 質問がないということで、議案第 2 5 号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(16) 議案第 2 6 号甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料 2 2 に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第 2 6 号甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申しあげます。

原油価格・物価高騰による燃料費の高騰に伴い、甲賀市の中学生が外国の生徒と交流する際にかかる旅費等の費用負担を軽減するため、補助金額の見直しを行うため、甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正しようとするものです。

以上、議案第26号甲賀市中学生国際交流事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第26号について説明を受けましたが、質問はよろしいですか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第26号について、決定することとしてご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(17)議案第27号甲賀市第3子以降学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、資料23に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 　　議案第27号甲賀市第3子学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

　　第3子以降の児童手当の支給額が令和6年10月支給分から現行の月額1万5千円から月3万円に増額されることに伴い、第3子以降学校教育費支援金の学用品費及び通学用品費の支給額の見直しをするため、甲賀市第3子学校教育費支援金給付要綱の一部を改正するものです。

以上、議案第27号甲賀市第3子学校教育費支援金給付要綱の一部を改正する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第27号について説明を受けましたが、質問はよろしいですか。

（全委員 質問等なし）

教育長 質問がないようですので、議案第27号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(18)議案第28号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、資料24に基づいて説明を求めます。

教育総務課長 議案第28号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

本議案は、甲賀市幼保・小中学校再編計画に基づく新たな認定こども園の設置に向けた調整事項等について協議を進めるため設置していた実施計画検討協議会が、本年4月の甲南統合認定こども園「レイモンド甲賀こども園」の開園に伴い、その所掌事務を終えることとなったため、要綱を廃止するものです。

なお、この要綱は、令和6年4月1日から施行することとします。

以上、議案第28号甲賀市保育園及び認定こども園実施計画検討協議会設置要綱を廃止する要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第28号についての説明を受けましたが質問はよろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 質問がないということで、議案第28号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(19)議案第29号甲賀市教育委員会事務局職員の異動について、資料25に基づいて説明を求めます。

教育部長 議案第29号甲賀市教育委員会事務局職員の異動につきましてご説明申し上げます。

令和6年3月31日及び4月1日の人事異動による教育委員会事務局職員の人事は資料25の別紙の内容となります。

甲賀市定期人事異動につきましては、第2次甲賀市総合計画の第2期基本計画の仕上げの年として、「新しい豊かさ」の創造の推進、行政改革による持続可能な自治体経営、重点事業の着実な推進のため、総合的な視点で人事配置が行われるものであり、この方針の中で、教育委員会事務局職員についての異動がなされるものであります。

教育委員会事務局の体制の主なところを申しあげますと、部長級としましては、新しく国スポ・障スポの推進担当理事が総合政策部理事、建設部理事の併任として配置されるとともに、学校教育課の課長が学校教育担当と学務担当の2人体制となり、学校教育担当課長については、次長が兼務することとなります。

このことから、部長級が併任1人を含めた2人体制、次長級が4人、また、課長が次長兼務を含めて6人の体制となります。

また、課等につきましては、先ほどの規則の一部改正でもありましたが、本年度と同様の4課1室で変わりはありませんが、学校教育課内に学びの多様化推進室の新設、それから国スポ・障スポ推進室では、新たに輸送宿泊係が設けられ、体制強化を図るものでございます。

以上、議案第29号甲賀市教育委員会事務局職員の異動についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第29号について説明を受けましたが質問はございますか。

教育長職務代理者 全体の組織として新しい豊かさを求めて、いろいろ重点課題を進めていくうえでという体制というのはよく理解ができます。特に、教育委員会の総務関係で2つお聞きしたいのですが、総務の方を見させていただいていましたら、課長が退職される、それから次長が総務部の方へ行かれるという、教育総務課での管理者がダブルで変わるところをどのように考えておられるのか。もちろん、そこだけではなくて、社会教育の次長も交代されるということで、そこは全体的な体制を維持するためにどのようなことを考えておられるかというの

が1点です。

それから、もう1つは、議案第15号の事務局組織規則の一部改正を読ませていただきましたけれども、これまでは学校教育課長が学校教育に関する担当と学務の両方を兼ねてくださっていましたが、今後は学校教育課長が学務ということになっていきますけれども、それはいろいろ学びの多様性のことも含めて、人事が変わったことも納得できますけれども、特に、今年度に限らずずっと学校教育課長さんの動きを見ていますと、本当に単なる実務、単なる財政だけではないというのは私は痛切に感じております。部局横断的な取り組みが、これから更に積極的になる中で、もっと市の方から、市の職員さんが課長になられるという視点は非常に大事だと。別に学校教育課の次長が学校教育課長を兼ねられることは私は大きな問題だとは思っていませんが、市の職員から来られて学校教育課長として、例えば、今年度でいいますと生徒指導も、いろんな支援センターに関わる準備、いじめ、不登校、それから外国籍児童の指導全体、学校の教育についてかなり積極的に、毎年そうですけれども、市の関係の団体といろいろ関わって、例えば教職員の夏の全員の研修の中でも、他の部局の取り組みと合わせて、教育委員会の取り組みをどうしたらいいかという視点で、全員研修を取り上げてくださったり、非常に大事なお立場だったと思うのですが、この学務、新年度の学務というのは、そういう学校教育に関係する内容の会議に入られるのか、学務係の内容はたくさんございますけれども、これもしながらそういう重点的な課題の多様性の教室のところにも、取り組みにも、話し合いに入られるのか、単なる実務ではなくて、非常に大事な経験をどのようにして生かしてくださるかというのが、私はいつもアンテナを高く持って取り組んでいきますということをおっしゃって、その通りがんばってくださっていたし、これまでの市から来られた学校教育課長、未だに私はお付き合いをしています、常に学校教育の在り方についてはこのようにしたいと思ったださっている方が多いだけに、この学務の担当をどのようにして考えていらっしゃるか、その2点を教えてください。

次長（総務・管理担当） 1点目のご質問、総務的な部分で今回大きな異動がありました。課長につきましては一身上の都合で退職という形になっておりますし、私につきましては、定期的な人事異動という形で総務部に移ることになりました。それについて今後の業務の遂行をどう考えるかということかと思えますけれども、この人事異動につきましては全庁的な部分の中で、まずは先ほど部長の説明にもありました総合計画の推進を目的に置いた中での適材適所というのが第一にあげられて、その中で判断されたものと認識しております。そういったところから、例えば今の場合で言いますと、私の後任には教育総務課長の経験のある者が来ておりますし、課長の後任といたしましても現総務部で総括的な、財政的な部分を含めたマネジメントを担当している者が来ております。そういった個々の今までの経験を鑑みた中での総合的な人事異動ということを知りたいと考えております。今後の職務遂行にあたりましては、当然後任の者と前任の者が連携を密にした中で業務に滞りが生じないように進めさせていただきたいと思っておりますし、教育総務課長は退職しますけれども、またいろんな部分で支えていただけるものと信じておりますし、そういった部分の中で業務を進めさせていただきたいと思っております。

教育長職務代理者 すみません。ちょっと言い忘れました。教育部長がいてくださるので安心はしています。次が2年目になって、今年1年全部を見てくださっているのです、それは非常に大きな強みです。

次長（学校教育担当） 学校教育課の組織に関わる部分につきましては、これまでの学務系の業務量の負担感も少なからず課題になっておりました。学校教育担当につきましても、比較的次長で対応できる部分もあったところに、課長もダブルで業務を遂行している部分もありましたので、そこは一定整理する必要があるだろうと。ただ、来年度、急に組織の内容を変えることによって業務が滞ることがあってはいけませんので、幸いにして課長は同課に継続して業務をしておりますので、新たに次長も変わりますことから、そこは円滑に推移できるように、必要に応じてまた学務担当の課長が学校教育の方にもアドバイザー的にも働い

ていただこうと思っております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。その点は特によろしく申し上げます。

教育長 他、質問よろしいですか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第29号について、決定することとしてご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(20)議案第30号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、及び(21)議案第31号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命については、両方、関連がありますので、併せて資料26、27に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第30号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、及び議案第31号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命については、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

甲賀市学校給食センター運営委員会の委員については、「甲賀市学校給食センター条例」第5条第3項の規定により、関係PTAの代表者については甲賀市PTA連絡協議会を通じて委員選出を行っているところであります。

当該委員の任期は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間となっておりますが、PTA役員の役職を離職されるのが3月31日付けとなっておりますことから、現状にあわせまして本委員につきましても解嘱するものであります。

また、改めて委嘱又は任命する委員については、PTA等4月1日に選出できない委員を除きまして、委員の任期を4月1日から1年間として委嘱又は任命しようとするものであります。

以上、議案第30号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について、及び議案第31号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第30号、31号について合わせて説明を受けましたが、質問はございますか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　よろしいですか。質問がないようですので、議案第30号、31号について、決定することにご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(22)議案第32号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、資料28に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 　　議案第32号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

　　甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員は、「甲賀市子どものいじめ防止条例」第15条第4項の規定に基づき委嘱しています。この度の任期満了に伴い、新たに令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間について、別紙のとおり4名の方に委員を委嘱することについて教育委員会の同意を求めるものであります。

　　以上、議案第32号甲賀市子どものいじめ問題対策委員会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　議案第32号について説明を受けましたが、質問はございますか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　よろしいですか。それでは、議案第32号について、決定することにご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(23)議案第33号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、及び(24)議案第34号甲賀市学校運営協議会委員の任命について、この2つは関連がありますので、併せて資料29、30に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第33号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、及び議案第34号甲賀市学校運営協議会委員の任命については、一部関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第33号につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により任命しております学校運営協議会委員のうち、別紙の委員についてはPTA役員の退任や一身上の都合等の理由により、令和6年3月31日付けで、甲賀市学校運営協議会規則第16条の規定により解任を行うことにつき、教育委員会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第34号につきましては、新たに甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により令和6年4月1日から協議会委員に任命をするもので、別紙記載の柏木小学校、綾野小学校、佐山小学校の委員につきましては、前任者の後任として、残任期間となる令和7年3月31日までの任期として任命するものであります。

別紙2の令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間として任命する委員のうち、伴谷小学校、水口小学校の委員については、任期満了に伴い改めて任命を行うものであります。貴生川小学校の委員は、新たに2名の委員を任命することにより、11名の委員構成とするもので、佐山小学校については、3名の委員を新たに任命し15名の委員構成とするものであります。

また、伴谷東小学校、油日小学校、希望ヶ丘小学校、水口中学校の4校の委員につきましては、新たに設置された協議会の委員として任命を行うものであります。

これら委員の任命につきましては、甲賀市学校運営協議会規則第7条の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。

以上、議案第33号甲賀市学校運営協議会委員の解任について、及び議案第34号甲賀市学校運営協議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第33号、34号について説明を受けましたが、質問はございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。それでは、議案第33号、34号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両議案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(25)議案第35号甲賀市立学校評議員の委嘱について、資料31に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第35号甲賀市立学校評議員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市立学校評議員設置要綱第2条の規定に基づき、各学校長から別紙のとおり学校評議員が推薦されましたので、学校評議員の委嘱をすることにつき教育委員会の議決を求めるものです。なお、同職の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしています。

以上、議案第35号甲賀市立学校評議員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第35号について説明を受けましたが、質問はよろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第35号について決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、(26)議案第36号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、資料32に基づいて説明を求めます。

学校教育課長 議案第36号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、甲賀市立小中学校の学校医・歯科医・薬剤師の委嘱をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、同職の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしています。

以上、議案第36号甲賀市立小中学校における学校医・歯科医・薬剤師の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第36号について説明を受けましたが、質問はございますか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　よろしいですか。それでは、議案第36号について、決定することにご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(27)議案第37号甲賀市少年補導委員の委嘱について、資料33に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 　　議案第37号甲賀市少年補導委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

　　甲賀市少年補導委員の任期満了に伴い、甲賀市少年センター条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

　　なお、甲賀市少年補導委員の委嘱につきましては、甲賀市教育委員会の推薦を要する甲賀警察署少年補導員を兼ねております。

　　任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

　　少年補導委員は、水口地域25人、土山地域10人、甲賀地域12人、甲南地域18人、信楽地域14人の合計79人で、そのうち再任補導委員は64人、新任補導委員は15人です。

　　以上、議案第37号甲賀市少年補導委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

　　慎重審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第37号について説明を受けました。何か質問はござ

いますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。それでは、議案第37号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(28)議案第38号甲賀市少年センター協議会委員の解任について及び(29)議案第39号甲賀市少年センター協議会委員の任命については関連がありますので、併せて資料34、35に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第38号甲賀市少年センター協議会委員の解任について、及び議案第39号甲賀市少年センター協議会委員の任命については、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

議案第38号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により任命しております甲賀市少年センター協議会委員のうち、別紙の委員について人事異動に伴い、令和6年3月31日付けで解任することにつき教育委員会の議決を求めるものです。

議案第39号につきましては、令和6年3月31日付けで解任します委員の選出母体から、別紙記載の2名を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

委員の任期は、令和7年9月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第38号甲賀市少年センター協議会委員の解任について及び議案第39号甲賀市少年センター協議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 議案第38号、39号についての説明を受けましたが、質問はよろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第38号、39号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(30)議案第40号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について及び(31)議案第41号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命については関連がありますので、併せて資料36、37に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第40号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について及び議案第41号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命については、関連がございますので、一括してその提案理由を申しあげます。

議案第40号につきましては、甲賀市附属機関設置条例第2条第2項の規定により任命しております青少年自然体験活動推進委員のうち、別紙の委員について人事異動に伴い、令和6年3月31日付けで解任をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

議案第41号につきましては、令和6年3月31日付けで解任します委員の選出母体から、別紙記載の1名を任命することにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は、令和6年9月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第40号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の解任について及び議案第41号甲賀市青少年自然体験活動推進委員会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげます。

教育長 ただ今、議案第40号、41号について説明を受けましたが、質問はよろしいですか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第40号、41号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(32)議案第42号甲賀市地域学校協働活動推進員の

委嘱について、資料38に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第42号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

本市では、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互に連絡、協働し、地域住民や各種団体の参加を得ながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていく体制づくりを構築するため、市内各小中学校で地域学校協働活動を推進しております。

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割が必要不可欠であり、そうした役割を担える人材として、本議案にて甲賀市地域学校協働活動推進員に19名を委嘱しようとするものです。

つきましては、甲賀市地域学校協働活動推進員設置要綱第5条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日であります。

以上、議案第42号甲賀市地域学校協働活動推進員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 議案第42号について説明を受けましたが、質問はよろしいでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第42号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(33)議案第43号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、資料39に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第43号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱について、その提案理由を申し上げます。

甲賀市スポーツ推進委員は、甲賀市スポーツ推進委員規則に基づき、市教育委員会が委嘱することとなっており、同規則第2条の規定に基

づき、教育委員会の議決を求めるものです。

同規則では、委員の定数は50名以内であります。地域の代表である38名の方々に対し、委員として委嘱するもので、任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。

以上、議案第43号甲賀市スポーツ推進委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第43号について説明を受けましたが、質問はよろしいでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第43号について、決定することにご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(34)議案第44号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について及び(35)議案第45号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について、この2つは関連がありますので、併せて資料40、41に基づいて説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 　　議案第44号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について、及び議案第45号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命については、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

　　議案第44号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命しております。甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、スポーツの推進に係のある機関の代表者の異動によるもので、令和6年3月31日付けで解嘱又は解任をすることにつき、教育委員会の議決を求めるものです。

　　また、議案第45号につきましては、令和6年3月31日付けの解任により新たに委員を甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定に基づき任命することにつき、教育委員会の議決を求めるもので、

任命する委員は別紙のとおりです。任期は、令和7年11月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第44号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について、及び議案第45号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第44号、45号について説明を受けましたが、ご質問はよろしいですか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第44号、45号について、決定することにご異議はございませんか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、両議案については、原案どおり決定いたします。

　　続きまして、(36)議案第46号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、資料42に基づいて説明を求めます。

歴史文化財課長 　　議案第46号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱について、その提案理由を資料42に基づきご説明申し上げます。

　　甲賀市文化財保護審議会は、文化財保護法に基づき設置されているものであり、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査、審議を行っていただいているところでございます。当委員の任期が、3月末で満了となることから、この度、甲賀市文化財保護条例第63条の規定により、改めて委員を委嘱するものです。

　　今回6名の委員は再任であります。今期で天然記念物の学識経験者が退任されることから、その後任として、元みなくち子どもの森館長で、地質や植物学のご専門の学識経験者を委員に委嘱し、今後の天然記念物の保存や活用へのご指導やご助言をいただく予定となっております。また、民俗分野の委員も今期で退任されることになっておりますが、後任については調整ができ次第定例会でご審議いただきたいと考えております。なお、任期につきましては令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第46号甲賀市文化財保護審議会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 議案第46号について説明を受けましたが、質問はございますか。

(全委員 質問等なし)

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第46号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

続きまして、(37)議案第47号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について、資料43に基づいて説明を求めます。

歴史文化財課長 議案第47号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱について、その提案理由を資料43に基づきご説明申し上げます。

甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会は、史跡紫香楽宮跡の整備活用に関する事項について、検討いただいているところでありますが、現在の委員の任期が3月末で満了となることから、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会設置要綱第3条の規定により、改めて委員を委嘱するものでございます。

今回委嘱する学識経験者及び地域代表者の10名のうち9名が再任でございまして、新任は1名であります。新委員は遺跡整備の分野をご専門とされ、史跡の整備を進めるにあたりまして、欠くことのできない分野で、ご退任された委員の後任としてご就任いただく予定をしております。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

以上、議案第47号甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会委員の委嘱についての提案説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 議案第47号についての説明を受けましたが、質問はよろしいでし

ようか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、議案第47号について、決定することにご異議はございませんか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり決定いたします。

それでは、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和6年第5回(4月定例)甲賀市教育委員会について、(2) 令和6年第6回甲賀市教育委員会委員協議会について、あわせて説明を求めます。

教育総務課長 (1) 令和6年第5回(4月定例)甲賀市教育委員会については、令和6年4月24日(水)午後2時から、(2) 令和6年第6回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和6年4月11日(木)午後2時から開催させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項、期日の確認ですが、何かご質問はよろしいですか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、連絡事項につきましては終わらせていただきます。

後に回しておりました、2. 報告事項(4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について、報告を求めたいと思います。非公開の案件となりますので、関係者のみの出席とします。

《以下、非公開》

報告事項(4) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

教育長 それでは、大変長時間となりましたが、以上をもちまして、令和6年第4回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会 午後4時45分]